

京都市円山駐車場における駐車料金の徴収誤りについて

京都市円山駐車場において、京都市駐車場条例で規定する額よりも高い駐車料金を、誤つて徴収していたことが判明しましたので御報告いたします。

1 徹底調査の概要

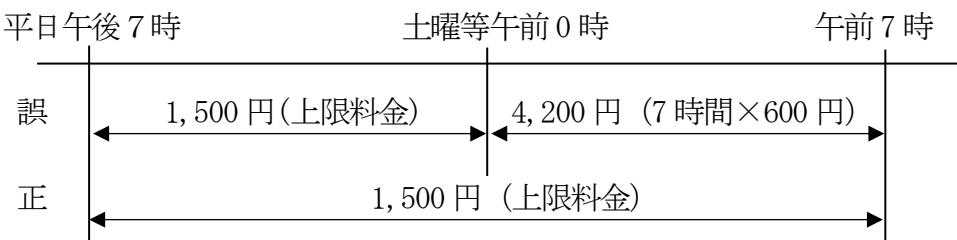
令和4年3月に同条例を改正し、令和4年6月1日から、平日から上限料金の適用のない土曜日等にまたがって駐車する場合には、またがる時間帯においては、上限料金（12時間まで自動車1,500円、自動二輪車及び原動機付き自転車500円）を適用することとなっていたが、実際には日付が変わった時点で、上限料金が適用されない計算で料金を徴収していた。

対象件数：約500件、誤徴収額：約59万円

※ 対象件数は、誤り発覚前100日分の利用実績から徴収誤りの割合に、令和4年6月1日から令和7年11月30日までの日数（1,278日）の利用台数を乗じて算出した件数

※ 誤徴収額は、1件当たりの平均誤徴収額に対象件数を乗じて算出した額

(例示：自動車の場合)



【参考】京都市円山駐車場の自動車、自動二輪車及び原動機付き自転車駐車料金

車種	細別		駐車料金(R4.6.1~)
自動車	30分までごと		300円
	上限(土日祝除く)	12時間までごと	1,500円
自動二輪車・ 原動機付自転車	30分までごと		100円
	上限(土日祝除く)	12時間までごと	500円

2 徹底調査の経過

- 令和7年11月26日に、京都市円山駐車場の指定管理者である京都市駐車場管理コンソーシアムの代表の（一財）京都市都市整備公社から、精算機による上限料金の徴収実態が条例上の規定と違うのではないかと報告があり、本市で調査したところ、同年12月1日に駐車料金の徴収誤りがあることを確認した。
- 令和4年6月1日からの条例施行時に、上限料金の適用範囲について誤った認識のままシステム設定を行い、本市も確認が不足していた。

3 徴収誤り判明後の対応

(1) 適正な駐車料金徴収の実施

精算機のシステム変更には時間がかかることから、12月5日（金）から当面の間は、京都市円山駐車場内に常駐の（一財）京都市都市整備公社のスタッフが直接料金の徴収を行う。また、駐車場内において、平日から土曜日又は祝日にまたがる場合には、12時間まで平日の最大料金が適用されることを分かりやすく示す掲示を行うとともに、報道発表後は、料金の返還方法や正しい料金内容を現地にて掲示するとともに、本市及び（一財）京都市都市整備公社のホームページに掲載し、周知を図っている。

(2) 過払いとなった利用者への対応

12月8日（月）から徴収誤りに係る返還手続を開始していますが、令和7年12月16日現在、申請はございません。

(3) 再発防止に向けた取組

料金の変更や精算機を更新する時には、本市・指定管理者・精算機メーカーの三者で変更内容を事前確認し、精算機の設定時にも三者で立会いのうえ再確認を行うこととする。また、毎年1回、精算機の設定に誤りがないかを確認する。